

○筑波大学学群入学資格審査細則

平成17年2月2日
法人細則第1号

改正 平成19年法人細則第20号
平成22年法人細則第9号
平成28年法人細則第4号
平成29年法人細則第1号
令和2年法人細則第17号
令和6年法人細則第1号

筑波大学学群入学資格審査細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第9条第9号に規定する筑波大学の学士課程への入学に係る個別の入学資格審査について必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 入学資格審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項(昭和60年9月19日文部省高等教育局長裁定)に定める指定の要件と同等の要件を満たす各種学校を卒業していること。
- (2) 専修学校（高等課程を除く。）若しくは各種学校（前号に掲げるものを除く。）の修了、社会における実務経験、公開講座、科目等履修生等の学習歴又は資格を有すること等により、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められること。
- (3) 外国人学校又は外国に所在する学校において12年の課程を修了し、外国の大学入学資格を保有すること等により、学校教育における12年の課程を修了した者と同等の学力があると認められること。

(審査機関)

第3条 入学資格審査は、次に掲げる委員で組織する入学資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置して、これを行うものとする。

- (1) 教育を担当する副学長（次項において「担当副学長」という。）
 - (2) 学群長
 - (3) グローバル教育院の教育院長
 - (4) 総合学域群長
 - (5) アドミッションセンターの長
 - (6) 筑波大学学群入学者選抜等に関する法人細則（平成17年法人細則第2号）第7条第3項に規定する学群入学試験実施委員会の副委員長
- 2 委員会に委員長を置き、担当副学長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。

4 前条第3号に定める審査基準に係る入学資格審査にあつては、前3項の規定にかかわらず、関係組織等が行うことができる。

(審査方法)

第4条 入学資格審査は、筑波大学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）ごとに次に掲げる書類により行う。

- (1) 入学資格審査申請書
- (2) 学習歴等を証明する書類
- (3) その他委員会が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、入学資格審査は、学長が必要と認める場合には、学校又は学校に準ずる教育機関ごとに行うことができる。

(審査時期)

第5条 入学資格審査は、入学者選抜の実施前に行うものとする。

(認定等)

第6条 学長は、委員会又は関係組織等の報告に基づき入学資格を認めたときは、第4条第1項に規定する審査方法による入学志願者に入学資格認定書を交付する。

2 学長は、入学資格の認定後、入学資格審査の対象となった事項について事実と異なることが判明したときは、当該認定を取り消すことができる。

(特別措置)

第7条 第6条第1項に規定する入学資格認定書を筑波大学への出願の際提出のなかった入学志願者にあつては、委員会又は関係組織等が認める場合に限り、入学資格を認めるものとする。

(雑則)

第8条 この法人細則に定めるもののほか、入学資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成17年2月2日から施行する。

附 則（平19.4.16法人細則20号）

この法人細則は、平成19年4月16日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学学群入学資格審査細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平22.4.27法人細則9号）

この法人細則は、平成22年4月27日から施行する。

附 則（平28.3.17法人細則4号）

この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29.3.16法人細則1号）

この法人細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令2.10.22法人細則17号）
この法人細則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令6.2.22法人細則1号）
この法人細則は、令和6年4月1日から施行する。